

## ○健康スポーツ学科履修細則（2025年度入学生から）

(趣旨)

**第1条** この細則は、聖カタリナ大学学則（以下「学則」という。）及び聖カタリナ大学履修規程に定めるもののほか、履修に関し必要な事項を定めるものとする。

(コース所属)

**第2条** 健康スポーツ学科の学生は、2年次から「健康・レクリエーションコース」「コーチ・マネジメントコース」「教職コース」のいずれかに所属しなければならない。ただし、第3年次編入学生（以下「編入学生」という。）はコースに所属しないものとする。

- 2 2年次に所属したコースは、3年次への進級時に変更できる場合がある。
- 3 教職コースにおいては、教職課程に関する履修継続要件を満たさなかった場合は、教職コースに在籍することができなくなるため、第2項に定める時期にかかるわらず、他の2コースのどちらかへ移動しなければならない。ただし、コース変更は一度限りとする。
- 4 コース変更を希望する場合は、変更理由を記載したコース変更願を提出し、学科教員との面談を行うものとする。

(授業科目及び開講年次等)

**第3条** 健康スポーツ学科の授業科目、開講年次及び卒業に必要な単位数は教育課程表のとおりとする。

- 2 各授業科目の単位数及び時間数の基準は、講義、演習、実験、実習及び実技の授業の方法に応じ定められているが、学則第37条第1項第2号及び第3号のただし書きに該当する科目並びに第4号の別に定める科目は次のとおりとする。

(1) 第1項第2号関係

「教職実践演習（中・高）」30時間で2単位

(2) 第1項第3号関係

「体育実技」30時間で1単位

「エアロビックダンス」30時間で1単位

「レクリエーション支援法Ⅰ」30時間で1単位

「レクリエーション支援法Ⅱ」30時間で1単位

「レクリエーション支援実習」30時間で1単位

「冬期アウトドアスポーツ」30時間で1単位

「夏期アウトドアスポーツ」30時間で1単位

「スポーツマネジメント実習」30時間で1単位

「トレーニング実習」30時間で1単位

「体つくり運動」 30時間で1単位  
「球技（バスケットボール）」 30時間で1単位  
「球技（サッカー・フットサル）」 30時間で1単位  
「球技（ラケットスポーツ）」 30時間で1単位  
「球技（バレーボール）」 30時間で1単位  
「球技（ソフトボール）」 30時間で1単位  
「器械運動」 30時間で1単位  
「水泳」 30時間で1単位  
「陸上競技」 30時間で1単位  
「武道（剣道）」 30時間で1単位  
「ダンス」 30時間で1単位  
「教育実習Ⅰ」 120時間で4単位  
「教育実習Ⅱ」 80時間で2単位

(3) 第1項第4号関係

「体力測定と評価」 講義10時間及び実習20時間で2単位  
「運動処方実習」 講義14時間及び実習16時間で1単位  
「トレーニング施設指導実践」 講義20時間及び実習40時間で2単位  
「高齢者運動指導実践」 講義30時間及び実習10時間で2単位  
「キッズスポーツ指導実践」 講義26時間及び実習8時間で2単位

3 授業科目の開講年次は変更することがある。

(共通基礎科目の履修方法)

**第4条** 共通基礎科目は、必修科目19単位を含み合計25単位以上を共通基礎科目のうちから単位を修得しなければならない。

2 編入学生の履修方法については別に定める。

(専門教育科目の履修方法)

**第5条** 専門教育科目は、2年次から所属するコースによって次のとおり単位を修得しなければならない。

<健康・レクリエーションコース>

1. 必修科目22単位（学科基礎18単位・専門演習Ⅰ及びⅡ4単位）
2. 健康・レクリエーションコースの科目区分から20単位以上
3. 上記1. 及び2. の単位を含み、専門教育科目から99単位以上を修得

<コーチ・マネジメントコース>

1. 必修科目22単位（学科基礎18単位・専門演習Ⅰ及びⅡ4単位）
2. コーチ・マネジメントコースの科目区分から20単位以上
3. 上記1. 及び2. の単位を含み、専門教育科目から99単位以上を修得

## &lt;教職コース&gt;

1. 必修科目 22 単位（学科基礎科目 18 単位・専門演習Ⅰ及びⅡ 4 単位）
  2. 教職コース科目 14 単位以上を含み、専門教育科目の中の資格要件の教職必修科目を 20 単位以上
  3. 上記 1. 及び 2. の単位を含み、専門教育科目から 99 単位以上を修得
- 2 編入学生の履修方法については別に定める。

## (資格の取得)

**第6条** 健康スポーツ学科の学生が取得できる資格及び免許状は、健康運動指導士受験資格、健康運動実践指導者受験資格、、パラスポーツ指導員（初級）資格、レクリエーション・インストラクター資格、スポーツコーチングリーダー・共通科目Ⅲ、ジュニアスポーツ指導員受験資格、中学校教諭一種免許状（保健体育）、高等学校教諭一種免許状（保健体育）とする。

- 2 資格及び免許状の取得に関する履修要領は別に定める。

## (補則)

**第7条** 授業科目の履修については、この細則の定めにかかわらず公示することがある。

## (細則の改廃)

**第8条** この細則の改廃は健康社会学部教務委員会で行う。

**附 則**

この細則は 2025（令和 7）年 4 月 1 日から施行し、2025（令和 7）年度入学生から適用する。ただし、編入学生については、2027（令和 9）年度入学生から適用する。